

第2章

フランス

第1節 失業保険制度と連帯制度

フランスにおける「社会保障 (sécurité sociale)」とは、社会保険 (老齢年金、疾病保険、家族給付) を指し、失業保険は含まれていない。国ではなく労使が管理・運営する失業保険制度 (Régime d'assurance chômage) は、労使代表の合意により定められた協定を政府が承認するという「協約制度」であり、社会保障法典第 111-1 条に規定されている法定の社会保障には含まれないが、法定外制度のひとつとして「社会保護 (protection sociale)」¹の一部を担っているといえる。また、「社会保障」には公的扶助 (assistance publique) も含まれておらず、保険原理に基づかず国庫・公費で賄われる諸制度は「連帯制度 (Régime de solidarité)」と総称されている²。

失業保険制度は、就労中に失業保険料を納付し、就労意欲があるにもかかわらず職を失った失業者を対象とするもので、「雇用復帰支援手当 (ARE: Allocation d'aide au retour à l'emploi)」が最も代表的な手当である。一方、連帯制度は失業保険手当の受給期間終了後も再就職できない長期失業者や、受給権のない者などを対象とするもので、「特別連帯手当 (ASS : Allocation de solidarité spécifique)」、「待機一時手当 (ATA : Allocation temporaire d'attente)」、そして、社会的・経済的に困難な状況にある者の社会参入 (主に就業)・自立を促すことを目的とした「積極的連帯所得手当 (RSA : Revenu de solidarité active)」がある。

なお、RSAは「社会参入最低所得手当 (RMI : Revenu minimum d'insertion)」³と、同じく連帯制度の「単親手当 (API : Allocation de parent isolé)」⁴及び「雇用手当 (PPE : Prime pour l'emploi)」⁵に替わり、2009年6月1日に新たに導入された制度である。前身のRMIと同様に、日本の生活保護に近い制度であり、失業者のみを対象とした制度ではない。しかし、就労期間が短いために失業保険の受給権がない若者 (ただし25歳以上) は、連帯制度のRSAの対象となることから、本稿ではASSとともに詳細を紹介する (第3節第4項)⁶。

¹ 日本の社会保障にあたる諸制度は、「社会保護 (protection sociale)」と総称される。

² パリ市などで今日、「公的扶助 (assistance publique) といえば、公立病院の総称であり、「社会扶助 (aide sociale)」については、現在ではハンディキャップをもつ人々への社会福祉サービスに対する補助を意味し、社会保障に関する用語については日本や英米における意味との相違に注意する必要がある (都留民子著『フランスの貧困と社会保障』p5)。

³ フランスで初めて「収入の不足・欠如 (貧困) のみを要件」にした一般的な最低限所得保障制度で、1988年12月1日法によって創設された。最低限の所得を保障すると同時に、受給者の社会参入 (主に就業) を促進し、社会・経済的自立の実現を目的としてきたが、「賃金が安く、労働条件の悪い職に就くよりは、RMIを受給していたほうが良い」とする風潮が蔓延し、受給者の社会復帰率の低さが問題となっていた。なお、RMIは日本の生活保護に近いとされるが、フランスでRMIを受給することはスティグマを意味しない。

⁴ フランスに居住する全ての単親世帯の最低限の所得を保障することを目的に、1976年7月9日法により創設された。離婚者や寡婦、未婚者で妊娠しているか、子どもを一人で育てている親に対して、一定の所得制限のもとで、12カ月間あるいは末子が3歳になるまで最低限の所得を保障するもの。

⁵ 給与所得が最低賃金 (SMIC) の1.4倍に満たない労働者を対象に、社会保険料として源泉徴収される一般社会保障拠出金 (CSG) の一部を還付金・税控除のかたちで支給する給付金の一種で、2001年5月に導入された (実施は2001年8月から)。

⁶ なお、連帯制度にはこの他、就業不可能な障害者に対する成人障害者手当 (AAH : Allocation aux adultes handicapés) や老齢年金の満額拠出期間を終えていない60歳以上の者を対象とした高齢者連帯手当 (ASPA : allocation de solidarité aux personnes âgées) 等がある。

第 2-1-1 表 失業保険制度と連帯制度

	失業保険制度	連帯制度
運営規則の決定者	労使代表による協定（国が承認）	国家
原理	保険原理 従前賃金に応じた支給額 支給期間に関する制限有	国民連帯 一定の支給額（ASS 及び ATA） 支給期間に関しては更新可能
主な財源	被用者と雇用主による保険料	国の歳入（租税）
受給権者	被用者で失業した者（ARE）	・長期失業者（ASS） ・失業保険手当の受給権が無い者特定カテゴリーの者（ATA） ・経済・社会的困難者（RSA）
窓口	雇用局（Pôle emploi）※連帯制度の RSA については、家族手当金庫（CAF）/農業社会共済金庫（MSA）	

（労働政策研究報告書 No.84『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』（2007）p112 第 2-2-1 表「失業保険制度と連帯制度」をもとに筆者作成）

第 2 節 失業保険制度（Régime d'assurance chômage）

1. 制度の概要

今日のフランスの強制的失業保険制度は、1958 年 12 月 31 日の労使合意に基づき創設された。以降、労使間交渉による「失業保険協定」によって改定が繰り返され現在に至る。国が労使間で結ばれた失業保険協定を承認することにより、民間部門の雇用主及び被用者すべてに対して協定が義務的に適用される。なお、2009 年 4 月 1 日には、2010 年度末まで有効な新協定が発効された。

失業者が失業保険を受給するには、まず求職者登録をしなければならない。2001 年以降、求職者登録には再就職活動の義務化が強化されている。現在のフランスの失業保険制度の大きな特徴は、労使により管理・運営されていることと、手当の支給と再就職活動が一体化されていることが挙げられる。

2. 雇用復帰支援手当（ARE : Allocation d'aide au retour à l'emploi）

現行の失業保険制度における手当の種類は多く制度も複雑であるが、大部分の失業者に支給されている手当は、雇用復帰支援手当（ARE）である。一般的に、失業保険制度における手当といえば事実上 ARE を指すため、本項では ARE について説明する。

（1）導入の背景

ARE は、それまでの一律漸減手当（AUD : Allocation unique dégressive）に替わり、2001 年 1 月 1 日の協定により導入された手当である。それまでは、1993 年 1 月 1 日の協定で導入

されたAUDが失業保険制度における主たる手当であった。しかし、失業率の悪化が深刻化するなか、AUDを廃止し、逡減制をとらない雇用復帰支援手当（ARE：Allocation d'aide au retour à l'emploi）を導入するとともに、受給者の再就職活動支援を強化する措置がとられた。

これにより受給者は、給付機関である商工業雇用協会（ASSEDIC：Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）⁷との間に「再就職プラン（PARE：plan d'aide au retour à l'emploi）」を、職業紹介を行う公共職業安定所（ANPE：Agence nationale pour l'emploi）⁸との間に「個別行動プロジェクト（PAP：project d'action personnalisé）」を締結することになった⁹。

（2）財源と管理運営機関

AREの財源となるのは、被用者と雇用主が納める拠出金である。保険料は労使折半で、源泉徴収により強制天引きされる。保険料率は労使代表の交渉によって状況に応じて変更される。2010年1月現在、保険料は総賃金の6.4%で、被用者負担が2.4%、うち雇用主負担が4.0%となっている。

保険料徴収の基となる報酬月額、法定最低賃金（SMIC）の約8.5倍を上限としている。現在のSMICは、週35時間労働として月額1,343.77ユーロ、時給8.86ユーロである（2010年1月1日改定）。

制度の管理運営は、雇用局（Pôle emploi）により行われている。この雇用局とは、職業紹介を行う公共職業安定所（ANPE）と、全国商工業雇用連合（UNEDIC：Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）及びその地方機関である商工業雇用協会（ASSEDIC）の統合により、2009年1月1日に発足した組織である¹⁰。

（3）適用対象

AREの対象となるのは、海外県を含む全ての民間企業の被用者である。なお、公共部門における被用者については、雇用が保証されていることから失業保険制度に加入していないが、失業した場合には、失業保険制度に加入する民間企業の被用者と同じ基準に従って、雇用主から所得保障を直接受けることができる（L.5424-1条）。

⁷ ASSEDICは、1901年法に基づいて設立された、労使同数代表主義による民間の非営利組織（アソシエーション）である。なお、全国レベルでの制度の管理は全国商工業雇用連合（UNEDIC：Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）と、地方機関のASSEDICが被保険者の窓口となっていた。なお、2009年1月1日にANPEと統合され、雇用局（Pôle emploi）となった。

⁸ 1967年7月13日のオルドナンスにより、雇用省監督下に公的職業紹介を行う行政的公施設として創設された。

⁹ 2006年1月18日の協定により、PAREとPAPに替わるものとしてANPEとの間で受給者が作成する個別雇用アクセス個別計画（PPAE：Projet Personnalisé d'accès à l'emploi）が導入され、ARE受給と求職活動の一体化が強化された（詳細は別項「(9) 求職活動の義務」を参照のこと）。

¹⁰ それまで失業保険手当を受給するには、まずANPEで求職者登録を行い、その後、給付機関であるASSEDICへ出向かねばならなかったが、双方は離れた場所にあるケースがほとんどで求職者の大きな負担となっていた。2008年2月13日の「公的雇用サービスの組織の改革に関する法律」で、ANPEとUNEDIC及びASSEDICとの統合・再編が定められ、職業紹介制度と失業保険制度の組織的統合が実現した。

(4) 受給条件

AREの受給は、非自発的に仕事を失い次の条件を満たしている場合に認められる。

- ① 過去28カ月間に最低少なくとも4カ月以上就労していた¹¹

ARE受給の申請をする前の28カ月間に最低4カ月間就労していなければならない。ただし、連続した4カ月間の就労である必要はなく、一企業だけでなく複数の企業での就労期間を合計することも可能。また、フルタイム就労だけでなくパートタイム就労の期間、職業教育訓練の受講期間も含めることができる。

- ② 前職（91日以上就労していなければ前々職）の離職理由が自発的ではない¹²

自発的失業者は、辞職が正当なものと思なされるケースを除いて、AREの受給権を認められない。自発的失業者で、辞職後の4カ月間に再就職先を見つけることができなかつた場合には、雇用局に審査を求めることができ、再就職活動に対する努力が認められればAREの支給が決定する。

- ③ 身体的に健康で就労が可能である

病気や怪我などで、肉体的に就労活動が不可能な場合は、失業保険制度の対象とは認められず、医療保険制度の所得補償である「傷病手当」を受けることになる。

- ④ 求職者又は職業教育訓練を求めている者として登録されている

雇用局に対して求職者登録をし、求職活動に関する状況を毎月報告しなければならない。

- ⑤ 求職活動を効果的かつ継続的に行っている

求職者として登録しているだけでなく、実際に求職活動をしていなければならず、雇用局からの呼び出しなどにも全て応じる義務があり、怠るとAREの支給を停止される場合もある。

- ⑥ 60歳未満であること

年金受給可能年齢でないこと。60歳未満であることが原則であるが、60歳以上で就労期間が老齢年金の満額受給に必要な保険料納付期間に達していない場合は、既定の範囲内で、AREを受給できる。

- ⑦ 失業手当制度の適用領域に属する地域に居住している

(5) 支給額

AREの支給額は、失業者の従前賃金と勤労形態（フルタイム、パートタイム、季節労働等）に基づいて決定される。フルタイム労働者の場合、AREは①基準日額（SJR : salaire

¹¹ 2009年4月1日からの新規定。これまでは、「過去22カ月のうち6カ月以上の就労」が条件であったが、金融危機以降の景気後退に伴い、職業経験の少ない若年労働者が労働市場の悪化の影響を最も受けているとして、加入期間の緩和が図られた。

¹² 自発的失業でも条件によってはAREを受給できる。AREの支給対象となる自発的失業の条件については、藤本玲「フランスにおける労働・雇用政策と社会保障」『労働政策研究報告書No.84 ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』（労働政策研究・研修機構2007年）p115参照のこと。

journalier de référence) の 40.4% + 固定部分 (11.04ユーロ)、② SJR の 57.4%、のうちの高い方である。ただし、ARE の日額は 26.93 ユーロを下回ってはならず¹³、同時に SJR の 75% 以上であってはならない。つまり、ARE は SJR の 57.4% 以上 75% 以下の範囲内ということになる。なお、職業訓練を受けている求職者は雇用復帰支援・職業教育訓練手当 (AREF : Allocation d'aide au retour a l'emploi formation) が支給される。AREF の額は ARE の額と等しく¹⁴、19.30 ユーロを下回ってはならない (2009年7月1日以降)。

2010年1月現在、フルタイム労働者の一般的なケースを月額換算したものは以下の通りである。

第 2-2-1 表 ARE支給額の一般的なケース (2009年7月1日以降)

離職前賃金 (月額) ※離職前 12 カ月間の保険料拠出額から算定	ARE 支給額 (月額)
1,077 ユーロ未満	給与総額の 75%
1,077 ユーロ以上 1,179 ユーロ未満	807.90 ユーロ (日額は 26.93 ユーロ)
1,179 ユーロ以上 1,948 ユーロ未満	給与総額の 40.4% + 11.04 ユーロ
1,948 ユーロ以上 11,436 ユーロ以下※	給与総額の 57.4%

※離職前賃金が高額 (月額 11,436 ユーロ以上) の場合、月額 11,436 ユーロとして給付額を算定する。

出所：雇用局発行の ARE に関する手引きより

(http://www.pole-emploi.fr/file/mmelement/pj/4a/1e/ec/1a/___555543.pdf)

(6) 支給期間

ARE の支給期間は、原則、給付日数は加入期間の日数と同期間である。就労 1 日に対し、失業手当は 1 日給付されるが、年齢により最短・最長期間は異なる¹⁵。

- ① 50歳未満：最短 4 カ月間 (122 日間)、最長 24 カ月 (730 日間)
- ② 50歳以上：最短 4 カ月間 (122 日間)、最長 36 カ月 (1,095 日間)

ただし、特定の条件を満たす 60 歳以上の求職者の給付期間は、年金受給開始年齢の 65 歳まで延長され、一方、政府や地方自治体を実施する有給職業訓練を受けている求職者の給付期間は短縮される。

¹³ 固定部分 (11.04ユーロ) 及び下限額 (26.93ユーロ) は、2009年7月1日改定。

¹⁴ AREF は、2001年7月の失業保険に関する労使協定により、ARE 及び雇用復帰支援計画 (PARE) とともに導入された手当である。雇用局 (旧 ANPE) が指定した職業訓練を受ける求職者に支給される。ただし、内容や支給額は ARE と同じであるため、現在はあまり区別して呼ばれることは少ない。

¹⁵ 2009年4月1日からの新規定。以前は、保険加入期間と労働者の年齢により支給期間が 4 つ (7、12、23、36 カ月) のカテゴリーに分けられ、加入期間の長い労働者や 50 歳以上のシニア労働者が優遇される傾向にあった。

(7) 就労による所得との併給

ARE受給者は、1カ月に110時間を超えない一時的・限定的な就労をする場合、以下の条件でAREを受給し続けることができる。なお、就労しながらのAREの受給は、支給期間の範囲内で15カ月間を限度とする。

- ① 複数の職に就いていた者がその一部を失った場合、失職した職業で得ていた月収の70%を超えない収入であれば、残りの仕事を続けながら、AREを全額受給できる。ただし、AREの支給額は、失った職業の賃金を基準に算出される。
- ② 雇用復帰を果たしているが、その給与がAREの支給額を算出するための基準となった従前賃金（月額）の70%を超えない場合は、AREは減額されるが受給できる。

(8) 不正行為に対する罰則規定

失業者を支援する手当（失業保険手当及び連帯手当）を不正に受給する者又は不正に受給しようと試みる者に対しては、4,000ユーロの罰金が科せられる（再犯の場合は2倍）。また、世帯の構成や収入状況に変更があったにもかかわらず届け出なかった者又は虚偽の届出を行った者については、3,000ユーロを上限とした行政罰の対象となる。

(9) 求職活動の義務

フランスの失業保険制度は、失業保険料の徴収と手当の支給だけでなく、日本と同様に「失業者の再就職支援」という役割を担っていることも、大きな特徴である。保険料の一部は、失業者の再就職支援のためにも使用される。政府は、高失業率が深刻化するなか、失業保険手当の支給と再就職活動の一体化を目指した「雇用復帰支援計画（PARE : *Plan d'aide au Retour à l'emploi*）」を2001年より実施し、失業者の求職活動の促進に力を注いできた¹⁶。PAREは、失業保険手当の受給を「権利」としてとらえる失業者に対して、この「権利」を享受するには、「義務」として「積極的求職活動」が伴うということを徹底させるために導入された制度である。

失業保険制度の改正に関する2006年1月18日付けの労使協定により、PAREは「雇用アクセス個別計画（PPAE : *Projet Personnalisé d'accès à l'emploi*）」¹⁷という新たな制度に変わり、失業保険制度による手当の受給要件としての求職活動義務がより強化された。同時に、

¹⁶ 2001年1月1日、労使代表がPARE（雇用復帰支援政策）に関する交渉において合意に達し、「雇用への復帰支援と失業手当に関する協約」を締結した。協定には、①求職者一人一人について雇用復帰を目的とするPAP（個別行動計画）を作成し、PAPに基づいて求職者と定期的な面談を行う新たな仕組み、②積極的な求職活動を行わない失業者に対する手当の削減措置、③就職が実現した際に給付される定額の「雇用復帰手当」の創設が盛り込まれた。

¹⁷ 個々人が求職活動を行うにあたっての基本行動計画となるもので、失業者の再就職活動を円滑に進めることを目的として、雇用局（旧ANPE）が個別に作成する。失業者は求職登録後、雇用局による聞き取り調査を受ける。具体的には、学歴、資格、職業経験、家庭事情（子供の有無などにより、どの程度の就労が可能か等）、通勤事情（自宅からの通勤圏の決定や転勤の可能性について等）、その地域の雇用情勢などが精査される。その上で、求職者の希望を考慮して、再就職にふさわしい業種や職種、雇用形態、（希望）賃金・勤務地、必要な職業訓練等、再就職活動の方針を定めたPPAEが作成される。

失業保険制度による手当の受給権を持たない求職者（連帯制度による手当受給者）にも適用されることになった。よって、2006年1月18日以降に求職者登録をした者は、失業保険手当の受給権者か否かを問わずPPAEの枠内で就職活動の支援を受けることができる。

すぐに職に就ける状況にある求職者は、求職者登録を済ませた後、遅くとも15日以内に雇用局又は雇用公共サービス機関の指導員の面接を受け、PPAEを作成しなければならない。ARE受給者は、求職者登録の際に虚偽の申告をした場合や就職活動を怠った場合はもちろんのこと、正当な理由無しに、このPPAEの作成や雇用局等の雇用公共サービス機関が提案した就職活動支援サービスの利用を拒否したり、2度にわたり「適正な求人」を拒否した場合は、AREの支給を止められたり求職者リストから削除されることになる。

なお、「適正な求人」とは、PPAEに記載されている要素から成るもので、求職者が求めている仕事の性質及び特徴、優先的な地域、そして希望する賃金のレベルを考慮した求人である。求職者が3カ月以上前から求職者リストに登録している場合、求職者の資格と職業能力と合致し、少なくとも以前の給与の95%以上を保証する求人を「適正な求人」とみなす。登録が6カ月以上前である場合は、求職者の資格及び職業能力と合致し、少なくとも労働法典L.5421-1条の定める「代替所得」¹⁸の水準と同レベルの給与を保証し、自宅から勤務先までの通勤時間が公共交通機関を利用して最長1時間、もしくは勤務先が30キロ圏内にあるものを「適正な求人」とする。PPAEは少なくとも3カ月ごとに更新されるが、更新時には、この「適正な求人」の構成要素も見直される。

（10）最近の状況

雇用局の資料によると（ANPEとの統合後もデータベース等はASSEDIC・UNEDICのものを引き継ぐかたちで利用している）、2009年10月末時点で失業保険制度における手当全体の受給者は、220万6900人に達しており、183万6000人であった2008年10月末と比較すると、20.3%増加したことになる。

(<http://www.unedic.org/documents/DIC/Etudes/SituationAssurancechomage200910.pdf>)

第3節 連帯制度（Régime de solidarité）における公的生活支援

1. 制度の概要

国の事業である連帯制度は、失業保険制度に基づく手当（ARE）の受給期間を終了した長期失業者や受給権利のない者に対して、最低限の収入を保障する制度である。失業保険制度の補足的な役割を担う手当として、特別連帯手当（ASS：Allocation solidarité spécifique）、待

¹⁸ 労働法典L.5421-1条では、非自発的失業者で働くことが可能かつ就職活動をしている者に対して、代替所得（失業保険手当、連帯制度における諸手当等）を受給する権利を定めている。

機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）、退職相当手当（AER：Allocation équivalent retraite）、職業訓練終了手当（AFF：Allocation de fin de formation）がある。なお、これらの手当は、課税所得扱いとなるが、最低賃金（SMIC）以下であるため、社会保障債務返済税（CRDS：Contribution au remboursement de la dette sociale）¹⁹は免除され、一般社会保障税（CSG：Contribution Sociale Généralisée）²⁰も徴収されない。同制度は、全額国庫負担によって賄われており、規則制定などの制度管理は政府が行い、事業の管理運営については、失業保険制度と同様に雇用局が行っている。

特別連帯手当（ASS）は、失業保険手当（ARE）の受給期間が終了した長期失業者を対象とし、待機一時手当（ATA）は、政治難民や留置者、国外で就業した後に帰国した者など、失業保険制度でカバーされない者を対象としている。退職相当手当（AER）は公的年金制度に160四半期分（40年間）拠出してきた60歳未満の者を対象に、年金受給開始（60歳に達する）まで最低限の収入を保障するものだが、2008年度予算法案により、2009年1月1日に廃止することが決定した²¹。また、職業訓練終了手当（AFF）も2009年1月1日以降、新規の申請は受け付けておらず、その代わりとして失業保険制度の枠内に「訓練中の求職者手当（Allocation des demandeurs d'emploi en formation）」が新設された（2009年4月22日のデクレ）。

失業保険（ARE）の受給資格のない失業者は、生活保護に相当する「積極的連帯所得手当（RSA：Revenu de solidarité active）」を受給することができる。RSAは、「働かずに生活保護を受けるよりも、少しでも働いた方が収入増加につながる制度」として、「社会参入最低所得手当（RMI：Revenu minimum d'insertion）」²²と「単親手当（API：Allocation de parent isolé）」²³及び「雇用手当（PPE：Prime pour l'emploi）」²⁴をひとつにするかたちで、2009年6月1日に導入された。なお、RSAは非課税扱いである。RSAの財源については、受給者が無職の間は県が負担し、（再）就職した後は政府が負担する。手当の支給については、家族手当金庫（CAF）または農業社会共済金庫（MSA）が行う。

1. 特別連帯手当（ASS：Allocation de solidarité spécifique）

（1）導入の背景

1974年のオイルショック以降、フランスでは失業者数が著しいスピードで増加していっ

¹⁹ 1996年に、社会保障給付のために発行された公債を10年以上かけて返済するため、大半の所得に対して0.5%の税率で徴収するもの。

²⁰ 1991年に、家族手当の財源として導入された目的税。賃金労働者の場合、社会保障料と同様に、定率で社会保障・家族手当保険料徴収連合会（URSSAF）に源泉徴収されるが、就労による収入の他に、資産収入、年金収入などに課せられる。

²¹ しかし、経済危機対策及び労組の強い要望により、2009年1月1日から12月31日までの期間限定で、特定の条件を満たす者に対してのみ新規の申請が認められ（2009年5月29日のデクレ）、2010年1月1日に正式に廃止となった。

²² 詳細は注3を参照のこと。

²³ 詳細は注4を参照のこと。

²⁴ 詳細は注5を参照のこと。

た。不況にみまわれた68年にそれまでの1%台から一挙に2.6%まで上昇したものの以後2%台を維持してきた失業率は、オイルショック後の75年には4.1%に跳ね上がり、その後も増加し続け、79年には5.9%に達した。80年代に入っても経済状況は改善せず、82年には失業率は7.3%、失業保険制度における諸手当の全受給者は100万人が目前となった。

こうした経済危機に伴う失業状況の悪化を背景に、制度を労使拠出による保険制度と国が負担する連帯制度とに明確に分離する改革が1984年に実施された。この改革で、保険受給期間が終了した長期失業者を対象とした特別連帯手当（ASS）が、連帯制度の枠内で創設された。ASSは、81年の例外的給付（Aide de secours exceptionnel）を引き継ぐもので、労働法典L351-10条をその根拠とする。

（2）財源と運営管理機関

ASSは、全額国庫負担により賄われており、規則制定などの制度管理は政府が行い、事業の管理運営については、失業保険制度と同様に雇用局が行っている。

（3）受給対象

特別連帯手当（ASS）の対象となるのは、実際に求職活動をしており、以下のカテゴリーにあてはまる者である。

- ① 失業保険の受給期間を満了した長期失業者
- ② 自発的にASSを選択した50歳以上の失業保険受給資格者

（4）受給条件

ASSを受給するには、以下の条件を満たさなければならない。

- ① 離職前10年間に5年以上就業していた
ただし、育児のために休業していた場合には、3年間を限度として子ども1人につき1年、就業年数の条件を軽減できる。
なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、同じく連帯制度の積極的連帯所得手当（RSA : Revenu de solidarité active）を受給できる。
- ② 実際に求職活動を行っていること
ただし、55歳以上の者については申請すれば求職活動は免除される。免除されていないにもかかわらず求職活動をしていない場合は、ASSの支給が停止されることがある。
- ③ ASSの申請時点で、家族手当及び住居手当を除く一カ月の収入が、一定額（2010年1月1日現在で、単身世帯で1,059.80ユーロ、カップル世帯で1,665.40ユーロ）に満たないこと

(5) 支給額

支給額は、世帯収入及び構成人数に応じて計算される。2010年1月1日現在、日額で15.14ユーロ、月額（30日間）で454.20ユーロである（第2-3-1表）。

第2-3-1表 特別連帯手当（ASS）の支給月額（2010年1月1日）

	世帯収入（月収）	支給額（月額）
単身世帯	605.60ユーロ未満	454.20
	605.60以上1059.80ユーロ未満	1059.80ユーロと世帯収入の差額
	1059.80ユーロ以上	給付無し
カップル世帯 ²⁵	1211.20ユーロ未満	454.20ユーロ
	1211.20以上1665.40ユーロ未満	1665.40ユーロと世帯収入の差額
	1665.40ユーロ以上	給付無し

フランス service-public ホームページ
(<http://vosdroits.service-public.fr/F12484.xhtml>) より作成

(6) 支給期間

失業保険手当受給者には、受給期間が終了した時点で再就職していなければ自動的にASSに切り替えられ、受給者自身が切り替えの手続きをとる必要はない。支給期間は原則6カ月間だが、60歳に達するまで更新可能である。また、60歳以上の受給者で、老齢年金を拠出期間不足で満額受給できない場合には、最長65歳までASSを受給できる。なお、更新する場合には、収入条件及び求職活動の実践条件に適合するか否かについて認定審査が6カ月ごとに実施される。ただし、求職活動が免除されている55歳以上の者については、審査は1年に1回行われる。

(7) 就労による所得との併給

ASSは、再就職後も受給が可能である。月78時間未満の賃金労働に就いた場合、最初の6カ月間は、就労による収入と手当の受給は完全に併用できる。ただし、就労による収入は月額の最低賃金（SMIC）の50%を超えてはならず、超えた場合には、「 $0.4 \times (\text{月収} - \text{月額SMICの}1/2)$ 」にあたる額が天引きされる。その後6カ月間は、「 $0.4 \times \text{月収}$ 」にあたる額が天引きされる。

また、2006年10月1日から、ASS受給者が再就職し、月78時間を超える1つ若しくは複数の賃金労働又は非賃金労働（起業又は自営業の再開）を行う場合、一定の条件下で所得補助が受けられることになった。まず、連続して4カ月以上就労した場合には、1,000ユーロの雇用復帰特別手当が支給される。また、仕事を開始してから最初の3カ月間は、仕事によ

²⁵ 世帯の分類における“カップル（couple）”とは、法律婚、事実婚、または連帯市民契約（PACS : Pacte civil de solidarité）のパートナーを意味する。PACSとは、共同生活を営む非婚姻カップルに法的な夫婦に与えられている権利の一部（税控除や遺産相続、年金・保険給付など）を認めるという制度で、1999年に導入された。なお、PACSにおけるパートナーには性別は問われない。

る収入と ASS を完全に併用でき、その後 9 カ月間は ASS の月額から仕事による収入分が天引きされるが、毎月 150 ユーロの特別手当が支給される。

所得補助は、再就職して 4 カ月目の月末から支給される。期間の定めのない雇用契約 (CDI) 又は 6 カ月以上の期間の定めのある雇用契約 (CDD) の場合は、申請に応じて再就職した月から前払いで支給される。なお、再就職後も再び職を失った場合には、ASS は再度支給されるが、雇用復帰特別手当は 18 カ月間で 1 度のみ支給が認められ、所得補助については、前回所得補助を受けた時から 6 カ月以上の失業期間があれば、再度所得補助を受けることができる。

(8) 不正行為に対する罰則規定

失業者を支援する手当 (失業保険手当及び連帯手当) を不正に受給する者又は不正に受給しようと試みる者に対しては、4,000 ユーロの罰金が科せられる (再犯の場合は 2 倍)。また、世帯の構成や収入状況に変更があったにもかかわらず届け出なかった者又は虚偽の届出を行った者については、3,000 ユーロを上限とした行政罰の対象となる。

(9) 受給者数と支給額

2000 年から 2009 年までの ASS 受給者数と年間支払総額は、第 2-3-2 表のとおりである。なお、受給者数については、各年の 12 月における数字となっている。

第 2-3-2 表 ASS 受給者数及び支払額

年	ASS 受給者の人数 (各年の 12 月の数字)	年間支払総額 (単位 : 100 万ユーロ)
2000 年	425,331	2,406
2001 年	391,596	2,278
2002 年	371,966	2,235
2003 年	349,225	2,003
2004 年	346,048	2,016
2005 年	376,052	1,989
2006 年	367,839	2,073
2007 年	324,498	1,966
2008 年	298,200	—
2009 年	318,900	—

雇用局ホームページより作成

(<http://info.assedic.fr/unistatis/index.php?module=bdd&idSousMenuPrec=12298&idmenu=12505&idarticle=12459&menu=unistatis&idpere=&chemin=10491|12227|12234|12298|12505|&persform=1>)

(<http://info.assedic.fr/unistatis/index.php?idmenu=12504&idarticle=12458&chemin=10491|12476|12504|&persform=1>)

3. 待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）

（1）導入の背景

2006年、政治難民や留置者等、職務に基づく手当の支給が不可能な失業者に対する参入手当（AI：Allocation d'insertio）を引き継ぐかたちで、待機一時手当が導入された（2006年11月15日のデクレ）。AIは、1984年、失業保険手当の受給資格の無い者に支給されていた定額給付（allocation forfaitaire）を再編するかたちで、ASSとともに連帯制度の枠内に創設された手当である（労働法典L.351-9条）²⁶。

ATAの前身となるAIの主要な対象は、①26歳未満の新規求職者又は3カ月未満の短期就労経験者、②5年以上の就労経験が無い母子世帯、であったが、1988年に創設された社会参入最低所得手当（RMI：Revenu Minimum d'insertion）²⁷を理由に、92年7月にこの2つの条件が外された。以降、AIは刑期終了者、帰国者、無国籍者、亡命者、難民などの特殊な失業者のみを対象とする手当となり、こうした人々が一時的に受けられる手当として2006年にATAとして再編された。

（2）財源と管理運営機関

ATAもASSと同様、全額国庫負担で、規則制定などの制度管理は政府が行い、事業の管理運営については雇用局が行っている。

（3）受給対象

フランス（本土、海外県、サン=ピエール=エ=ミクロン）に滞在し、雇用局に登録しており、かつ以下のカテゴリーに属する者は、それぞれのカテゴリーに課せられる条件の範囲内でATAを受給することができる。

- ① 18歳以上の亡命申請者で、フランス難民・無国籍者保護局（Ofpra）に政治亡命を申請した者
- ② 無国籍者
- ③ 一時的保護の対象者
- ④ 人身売買の外国人被害者
- ⑤ 社会復帰が待たれている者（留置期間が2カ月以上の元囚人、失業保険制度でカバーされていない外国で就労していた賃金労働者で、労働契約解除までの12カ月間に182日間働いていたことをフランス帰国時に証明できる者）

²⁶ 創設時の84年の受給者数は、ASSが9万人強であったのに対し、AIは21万4000人にのぼり、ASSよりも「失業扶助」の機能を果たしていたされる。

²⁷ 2009年6月1日から積極的連帯所得手当（RSA）として、単身手当（API）及び雇用手当（PPE）と一本化された。詳細は、第4項を参照のこと。

(4) 受給条件

ATAを受給するには、家族構成に応じて、世帯の月収がRSA（積極的連帯所得手当）よりも少ないことを証明しなければならず、6カ月毎に審査が行われる。

(5) 支給額

ATAの支給額は、2010年1月1日現在、日額で10.67ユーロ、月額（30日間）では320.10ユーロである。

(6) 支給期間

ATAは毎月支給されるが、支給期間については、受給者の属するカテゴリーによって異なる。亡命申請者の場合、Ofpraによる亡命申請の審理期間中に支給される。また、一時保護の対象者の場合、EU理事会が保護の打ち切りを決定すれば、ATAも同時に支給が止められる。その他のカテゴリーの受給者に関しては、最長で12カ月間支給される。

なお、ATAは同じ状況（亡命申請、無国籍、海外での就労等）について、1回のみ認められる。

(7) 就労による所得との併給

ATAは、ASSと同様に就業と手当受給の併用が、最長で12カ月まで認められている。月78時間未満の賃金労働に就いた場合、最初の6カ月間は、就労による収入と手当の受給は完全に併用できる。ただし、就労による収入は月額の最低賃金（SMIC）の50%を超えてはならず、超えた場合には、「 $0.4 \times (\text{月収} - \text{月額 SMIC の } 1/2)$ 」にあたる額が天引きされる。その後6カ月間は、「 $0.4 \times \text{月収}$ 」にあたる額が天引きされる。

(8) 不正行為に対する罰則規定

失業者を支援する手当（失業保険手当及び連帯手当）を不正に受給する者又は不正に受給しようとする者に対しては、4,000ユーロの罰金が科せられる（再犯の場合は2倍）。また、世帯の構成や収入状況に変更があったにもかかわらず届け出なかった者又は虚偽の届出を行った者については、3,000ユーロを上限とした行政罰の対象となる。

4. 積極的連帯所得手当（RSA : Revenu de solidarité active）

(1) 導入の背景

生活保護に相当する積極的連帯所得手当（RSA）の前身となるのは、1988年12月に創設された社会参入最低所得手当（RMI）である。RMIは、国に合法的に長期滞在する外国人も含む全住民を対象に、著しく困難な状況にある者に最低限の生活を保障するとともに、社会参入（主に就業）を促進し、社会・経済的な自立を促す制度として創設された（1988年12

月1日法)。RMIは、受給者が就職した場合、就労所得の全てが手当から減額される。そのため、就職したが故に世帯収入が減少してしまうことがあり「働かずにRMIを受給し続ける」ケースが増加し、受給者の社会復帰率の低下が問題となっていた²⁸。

こうしたなか政府は、RMI施行20周年にあたる2008年12月、「働かずに生活保護を受けるよりも、少しでも働いた方が収入増加につながる制度」として、これまで一部の県（全国100県のうち34県）で試験的に実施してきたRSAを、単親手当（API）及び雇用手当（PPE）と一本化するかたちで全国的に導入することを決定した（2008年12月1日法）²⁹。

RSAの目的は、「貧困と闘うために、受給者に最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、受給者の社会参入を手助けする」ことである（社会政策・家族法典L262-2条他）。RMIでは支給対象者には該当しない低所得者についても、RSAでは支給対象者とし、また、就職した後も手当の支給を継続するなど、低所得就業者支援を拡大した。

（2）財源と管理運営機関

財源は、受給者が無職の間は県が負担し、再就職した後は政府が負担する。手当の支給については、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済金庫（MSA）が行う。

（3）受給対象

フランスに居住する原則25歳以上の者で、失業保険制度及び連帯制度の対象外の失業者、一定収入を超えない低所得者（就業の有無にかかわらず）が対象となる。RMI及びAPIの受給者は、2009年6月1日以降、自動的にRSAに切り替わる。なお、学生や自主的に休職している者、育児休暇中の者、サバティカル休暇中の者等は対象とならない。

（4）受給条件

RSAを受給することができるのは、以下の条件を満たす者である。

- ① フランスに居住している（フランス国籍を取得している必要はない）

フランス国外に滞在する場合は、1回又は複数の滞在期間は年間で3カ月を超えてはならない。3カ月以上外国に滞在した場合は、RSAはフランスに滞在した月数分のみ支給される。

- ② 25歳以上である

ただし、25歳未満の者で1人以上の子どもをもつ、又は妊娠中の場合は対象となる

- ③ 申請時の直近3カ月間の世帯収入が、最低保障所得（世帯の構成員数や年齢に応じて変動する基準額）に満たない

²⁸ 世帯収入と構成員の人数により異なり、単身者には月額454.63ユーロ（約6万円）が支給されてきた（2009年1月1日改定額）。

²⁹ ただし、海外県については2011年1月1日から導入される。

受給条件については、四半期ごとに審査が実施される。また、自身がRSAの受給条件を満たすか否かについては、政府、家族手当金庫（CAF）及び農業社会共済金庫（MSA）のサイト（www.rsa.gouv.fr, www.caf.fr, www.msa.fr）で確かめることができる。

なお、受給者の申告する収入と受給者世帯の実際の暮らしぶりに明らかな差がある場合には、「暮らしぶりの要素」についての金額評価が行われる。対象となるのは、どのような名目にかかわらず、当該世帯が収入を申告した時期にフランス又は外国で有していたものであり、特に以下のものを指す。

- ① RSA申請者又は受給者が所有する建物付き又は建物付きでない土地
- ② マンションの改修及び維持費
- ③ 自動車、レジャー用の船、オートバイ
- ④ 家電製品、オーディオ機器（コンポ・ビデオ）、情報処理機器
- ⑤ 旅行、ホテル・貸し別荘での滞在、レストラン、パーティー費用、文化・教育・コミュニケーション・娯楽による財産及びサービス
- ⑥ スポーツクラブ及び娯楽クラブの会員証、狩猟許可証

（５）支給額

RSAの支給額は、他の手当と異なり固定されていない。世帯の構成員数や収入（世帯全員の就労所得及びその他の収入）を考慮して算定される。世帯収入とは、世帯全員の直近3カ月間の全収入を意味し、就労により得た賃金のほかに、不動産・動産から得た収入、失業保険手当（雇用復帰支援手当：ARE）、一部の家族手当（出産・育児・養子受入れ休暇に際して支給される手当等）³⁰、離婚後の扶養手当、老齢年金などである。労災被害者に対する手当や社会保障制度により給付される死亡手当は世帯収入に含まれない。なお、RSAは非課税である。

支給額は、以下の方法によって計算される。

$$\text{RSAの支給額} = (\text{RSA基本額} + \text{世帯の就労所得の62\%}) - (\text{世帯収入} + \text{住宅援助定額金})$$

RSA基本額（RSA socle）は、世帯の収入、構成員数等により設定される。最新のRSA基本額（2010年1月1日改定）は第2-3-3表の通りである。

³⁰ 新学期手当や障害児教育手当等は含まれない。

第 2-3-3 表 RSAの支給額算出のためのRSA基本額（2010年1月1日）

（ユーロ）

世帯	25歳未満の子の数（又は、被扶養者）				扶養している子又は成人が増えるごとの加算
	子なし	子1人	子2人	子3人	
単身者 住宅手当なし	460 第1子を妊娠中の単身女性の場合：590	690 子が3歳未満の場合：787	828 2人の子のうち1人が3歳未満の場合：984	1,012 3人の子のうち1人が3歳未満の場合：1025	184
単身者 住宅手当あり	405	580	692	876	
カップル 住宅手当なし	690	828	966	1,150	
カップル 住宅手当あり	580	692	830	1,014	

RSA 紹介サイトより

(<http://rsa-revenu-de-solidarite-active.com/montant-rsa/54-montant-rsa-2010.html>)

また、住宅援助定額金（forfait d'aide au logement）とは、家族手当や社会住宅手当などの住宅手当の有無、家賃の有無、家族構成を考慮して設定されるもので、最新の額（2010年1月1日改定）は第2-3-4表の通りである。なお、間借りしているなどの理由で家賃の支払いがないため住宅手当を受給していない場合は、住宅援助定額金はゼロとして、RSA 支給額を計算する³¹。

第 2-3-4 表 RSA支給額算出のための住宅援助定額金（2010年）

世帯員数	住宅援助定額金
1人	55.21 ユーロ
2人	110.42 ユーロ
3人以上	136.65 ユーロ

RSA 紹介サイトより (<http://rsa-revenu-de-solidarite-active.com/montant-rsa/48-rsa-deduction-aide-au-logement>)

³¹ フランスでは、「貧困及び排除対策」として、住宅へのアクセスや住宅の維持に対する支援を重視している。現在、住宅手当として、個別住宅支援（APL）、家族住宅手当（ALF）及び社会住宅手当（ALS）の3つの手当がある。APL（建築・住宅法典 L.351-1 条から L.351-14 条）は、1977年に創設された給付で、その受給対象者は、当初、新築住宅又は改築された住宅の居住者及び所有権を獲得した一定の者に限定されていたが、1988年以降、次第に拡大していった。ALFは、社会保障法典 L.511-1 条に規定された家族給付の1つであり、子供のいる被扶養家族の多い世帯を住居費負担増から解放することを目的として1948年に創設された。1972年の改正を経て、現在では家族給付を受給している世帯、障害がある又は労働不能の子、あるいは、尊属、卑属、傍系親族を扶養している者、そして、子のない若年世帯に対して支給される。ALS（社会保障法典 L.831-1 条以下）は、1971年にALFの空隙を埋めることを目的として導入された。現在は、APLとALFの空隙を埋めている。ALSは、居住している住宅の性格を理由として、あるいは、扶養する子等がないことを理由として、APLやALSを受給できない高齢者、障害者、家族から離れて暮らす若年者等を支援する。各手当の支給額は、様々な条件を考慮して複雑な計算により算出される。DREESの資料（Les prestations familiales et de logement en 2007, decembre 2008）によると、2007年の全手当の平均月額は198ユーロ、手当毎ではAPL: 206ユーロ、ALF: 244ユーロ、ALS: 164ユーロとなっている。

<RSA 支給額の計算例>RSA 紹介サイトより

①単身世帯の場合



子のない単身者（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	0	0	受給	405

↳ 就労しておらず、住宅手当を受給している単身者のRSAの計算。

妊娠中の女性の場合、加算が認められる。その場合のRSA支給額：536ユーロ

パートタイム	560	0	0	受給	192
--------	-----	---	---	----	-----

↳ 子が1人いる単身者のRSAの計算。パートタイムで働いており、賃金月額が手取りで560ユーロ、さらに、住宅手当を受給している場合。

妊娠中の女性の場合、加算が認められる。その場合のRSA支給額：323ユーロ

フルタイム	1,170	0	0	受給していない	15
-------	-------	---	---	---------	----

↳ フルタイムで就労している単身者のRSAの計算。就労所得は、手取りで1,170ユーロ。

妊娠中の女性の場合、加算が認められる。その場合のRSA支給額：343ユーロ



子が1人いる単身者（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	0	0	受給	580

↳ 子が1人で、就労所得のない単身者のRSAの計算。住宅手当を受給している場合。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSAの支給額：677ユーロ

パートタイム	610	0	0	受給	348
--------	-----	---	---	----	-----

↳ 子が1人おり、パートタイムで働いていて、住宅手当を受給している単身者のRSAの計算。賃金の月額は、手取りで610ユーロ。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSAの支給額：446ユーロ

フルタイム	1,310	0	0	受給	192
-------	-------	---	---	----	-----

↳ 扶養する子が1人いる単身者についてのRSAの計算。フルタイムの就労所得により、手取りで月額1,310ユーロの収入を得ている。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSAの支給額：290ユーロ



子が2人いる単身者（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	119	0	受給	573

↳ 子が2人いる単身者のRSAの計算。賃金労働には従事していない。家族手当及び住宅手当を受給している。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSA支給額：729ユーロ

パートタイム	680	119	0	受給	314
--------	-----	-----	---	----	-----

↳ 子が2人おり、パートタイムで働いている単身者についてのRSAの計算。その手取り賃金（月額）は、680ユーロ。家族手当及び住宅手当を受給している。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSA支給額：471ユーロ

フルタイム	1,480	119	0	受給	147
-------	-------	-----	---	----	-----

↳ 子が2人いる単身者についてのRSAの計算。フルタイムの就労により、手取りで月額1,480ユーロの収入を得ている。

子が3歳未満の場合、加算がある。その場合のRSA支給額：303ユーロ

(<http://rsa-revenu-de-solidarite-active.com/calcul-rsa/60-calcul-rsa-celibataire-2010.html>)

②カップル世帯の場合



子のないカップル（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	0	0	受給	580

↳ 就労しておらず、所得もないカップルに対するRSA支給額。住宅手当を受給している場合。

パートタイム	1,100	0	0	受給していない	272
--------	-------	---	---	---------	-----

↳ 共働きのカップルについてのRSAの計算。2人ともパートタイムで就労しており、それぞれ、手取り賃金（月額）として625ユーロ及び475ユーロを得ており、トータルで、月額1,100ユーロの就労所得（revenu d'activité）がある場合。

フルタイム	1,800	0	0	受給していない	6
-------	-------	---	---	---------	---

↳ 共働きで、2人ともフルタイムのカップルについてのRSAの計算。手取り賃金は、それぞれ、1,050ユーロ及び750ユーロで、トータル1,800ユーロである場合。



子が1人いるカップル（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	0	0	受給	692

↳ 就労所得のないカップルについてのRSAの計算。住宅手当を受給している場合。

パートタイム	650	0	0	受給していない	581
--------	-----	---	---	---------	-----

↳ 子が1人いるカップルのRSAの計算。夫は、パートタイムで働いており、650ユーロの手取り賃金（月額）を得ている。妻は就労していない。家族手当や住宅手当を受給していない。

フルタイム	1900	0	0	受給していない	106
-------	------	---	---	---------	-----

↳ 子が1人いるカップルについてのRSAの計算。共働きで、それぞれ、750ユーロ及び1,150ユーロの賃金を得ており、トータルで月1,900ユーロの手取り収入がある。



子が2人いるカップル（2010年）

労働時間	就労所得	家族給付	その他の所得	住宅手当	RSA 支給額
就労なし	0	186	0	受給	644

↳ 就労所得のない、子が2人いるカップルについてのRSAの計算。家族手当及び住宅手当を受給している。

パートタイム	675	212	0	受給	361
--------	-----	-----	---	----	-----

↳ 子が2人いるカップルについてのRSAの計算。カップルの一方は、パートタイムで就労しており675ユーロの収入がある。もう一方は、就労していない。家族手当及び住宅手当を受給している。

フルタイム	2050	119	0	受給していない	68
-------	------	-----	---	---------	----

↳ 子が2人いるカップルについてのRSAの計算。共働きで、それぞれ、950ユーロ及び1,100ユーロの賃金を得ており、トータルで月2,050ユーロの所得がある。

(<http://rsa-revenu-de-solidarite-active.com/calcul-rsa/61-calcul-rsa-couple-2010.html>)

（6）支給期間

RSAは、月収制限を4カ月連続で超えない限り、原則、無期限で支給される。しかし、3カ月毎に受給資格についての審査が実施され、受給者は収入に関する書類を全国家族手当金庫（CNAF）又は農業社会共済金庫（MSA）に提出しなくてはならない。この届出に記載された内容によって、更新可能か否かが決定される。

（7）就労による所得との併給

RSAの目的は、収入のない者が雇用に復帰できるように促すこと、そして、限られた就労

所得しかない者の収入を補足することである。そのため、就労しているか否かに関わらず、収入要件を満たしていればRSAは受給できる。また、無職であった者が就労を開始（又は事業を再開）した場合、初めの3カ月間は全額支給される。ただし、当該年の12カ月中4カ月までとする。

（8）不正行為に対する罰則規定

RSAの受給者は、居住地、生活状況、就労状況、世帯の構成・収入・財産に関して変更が生じた場合、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済金庫（MSA）に通知しなくてはならない。RSAを受給する、受給させる、あるいは受給させようとする観点からなされた不正行為や虚偽の届出については、以下の罰則が科せられる。

- ① 行政罰（5,000ユーロの罰金）
- ② 刑事罰（5年の禁固及び最高375,000ユーロの罰金）
- ③ 虚偽の届出、または届出の欠如については、過失の大きさに応じた罰金が科せられる（2009年では5,718ユーロが上限）

（9）求職活動の義務

失業保険（ARE）や特別連帯手当（ASS）と異なり、RSAでは積極的な求職活動を受給条件としていない。しかし、RSA受給者とその配偶者（事実婚、PACSのパートナーを含む）は、受給者が「無職で、収入がRSA給付額の計算に使用される基準額よりも低い」場合又は「（職に就いているが）直近の3カ月の平均月額賃金が500ユーロ未満」の場合、積極的に求職活動を行わなくてはならない。同時に、その活動に対する援助（雇用復帰個別支援）を受ける権利を与えられる。なんらかの理由で求職活動を行えない場合は、6カ月ごとに現況確認が行われる。

就職支援を実施する機関は、県により選定される。県が雇用局を選定した場合は、RSA受給者及び配偶者は、RSA受給開始から2カ月以内に労働法典L.5411-6-1条に定められた条件の下、「個別雇用アクセス計画（PPAE：Project personnnalisé d'accès à l'emploi）」を策定し、この計画にのっとり求職活動を行わなければならない。雇用局以外の雇用促進・就職支援機関が選定された場合は、受給開始から2カ月以内に、それらの機関が提供する社会的・職業的参入活動に参加しなくてはならない。

求職活動の義務があるRSA受給者は、求職活動にかかる交通費や子どもを預ける費用、就職先が決まった場合の引越し費用なども援助を受けることができる。なお、雇用局等の雇用促進・就職支援機関が、受給者の資格や職業経験、通勤距離等を考慮したうえで紹介する「適正な求人」³²を2回以上断ることはできない。2回以上断った場合や、求職活動を怠っていた場合は、手当の支給は止められる。

³² 第2節第2項（9）求職活動の義務（p54）参照。

第2-3-5表 連帯制度における各手当の受給者数の推移
制度ごとの全国データーフランス本土ー

(人)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
社会参入最低所得手当 (RMI)	422,101	488,422	575,034	696,589	803,303	840,839	903,100	956,596	993,286	1,017,847
単親手当 (API)	131,000	133,000	138,000	145,000	152,000	148,000	149,100	150,890	150,223	155,164
成人障害者手当 (AAH)	519,000	533,000	549,000	563,000	576,314	593,501	609,600	627,695	647,007	670,977
障害補足手当 (ASI)	131,683	121,329	112,230	109,242	107,960	103,446	101,157	100,713	100,666	100,231
特別連帯手当 (ASS)	336,097	350,353	342,074	395,412	454,105	485,803	512,969	480,063	482,027	470,101
参入手当 (AI) 又は一時待機手当 (ATA) (1)	123,594	111,804	29,717	21,465	19,655	17,253	15,063	16,056	21,444	26,720
老齢補足手当 (ASV) 及び 高齢者連帯手当 (ASPA) (2)	1,182,900	1,131,200	1,068,500	1,058,500	965,900	908,800	861,260	805,112	760,299	727,466
寡婦 (夫) 手当 (AV)	16,000	15,700	15,803	15,958	16,300	16,196	17,046	18,241	20,086	19,208
退職相当手当 (AER)										
全体	2,862,375	2,884,808	2,830,358	3,005,166	3,095,537	3,113,838	3,169,295	3,155,366	3,175,038	3,187,714

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006*	2007
社会参入最低所得手当 (RMI)	965,180	938,500	950,693	998,645	1,083,880	1,134,485	1,124,576	1,028,050
単親手当 (API)	156,759	160,705	164,063	170,044	175,648	182,312	191,050	177,108
成人障害者手当 (AAH)	687,372	709,155	726,648	741,211	760,078	774,210	776,803	785,783
障害補足手当 (ASI)	104,400	105,000	105,400	111,200	111,500	112,623	101,548	101,029
特別連帯手当 (ASS)	425,331	391,596	371,966	349,225	346,048	376,052	367,839	323,500
参入手当 (AI) 又は一時待機手当 (ATA) (1)	31,905	36,717	43,546	47,174	47,361	33,377	22,789	21,200
老齢補足手当 (ASV) 及び 高齢者連帯手当 (ASPA) (2)	686,021	644,687	590,554	557,624	547,517	537,435	527,940	517,907
寡婦 (夫) 手当 (AV)	14,575	13,625	13,000	12,200	11,300	6,452	6,067	5,319
退職相当手当 (AER)			2,763	27,121	32,246	41,351	59,754	68,300
全体	3,071,543	2,999,985	2,968,633	3,014,444	3,115,578	3,198,297	3,178,366	3,028,196

(1) 2006年11月16日以降、ATAがAIに取って代わった。

(2) ASPAは、2007年1月13日に施行された。ASPAは、新規の受給者について、従来の老齢最低手当（例えばASV）に取って代わった。

AV, ASI : DREESによる推計

* 2006年のASIデータは、2008年12月に改訂された。

範囲 : フランス本土

出典 : Cnamts, Cnaf, Msa, Drees, Unédic, Fsv, Cnav, Cdc

第4節 連帯制度における生活支援制度の現状と課題

1. 特別連帯手当（ASS）の状況に関する2003年の調査結果

雇用・労働省及び保健省の調査研究政策評価統計局（DREES）は、2005年4月、ASS受給者の状況について、同じく連帯制度による社会的最低基準保障手当であるRMI受給者との比較調査³³により明らかにしている（“L’allocation spécifique de solidarité : caractéristiques et evolution des allocataires” études résultats N°394）。

DREESの報告によると、ASS受給者数は創設初年度の1984年末に9万6,600人に達し、1997年1月には52万人でピークを迎え、次いで2003年末には34万8,600人に減少した。2003年には、ASS受給者は連帯制度による社会的最低基準保障手当の全受給者330万人の約11%を占め、保険制度と連帯制度で補償を受けていた失業者の13%を占めていた³⁴。このうち約30%が求職活動を免除されている。

ASSとRMIの受給者の最も大きな違いは年齢である。2003年12月31日時点のASS受給者の55.9%が50歳以上である。一方、同時点での50歳以上のRMI受給者は20.1%である³⁵（第2-4-1表）。これは、ASSの受給要件が主要な原因となっている。ASSの受給には、長い職業活動期間（直近10年間のうち5年間）の後、失業保険制度における手当の受給権利が切れた失業者に限定されているが、RMIでは収入要件はあるものの25歳以上なら就業経験の要件はない³⁶。

第2-4-1表 ASS受給者とRMI受給者の年齢構成（2003年調査）（%）

	ASS 受給者		RMI 受給者	
	2003年 12月31日現在 (1)	2001年12月31日から2003 年第1四半期にかけて受 給者であった者 (2)	2003年 12月31日現在 (3)	2001年12月31日から 2003年第1四半期にかけ て受給者であった者 (2)
40歳未満	18.4	10.9	55.5	44.6
40～49歳	25.7	26.6	24.4	29.7
50歳以上	55.9	62.5	20.1	25.7
うち55歳以上		44.8		14.4

(1) 全国商工業雇用連合（UNEDIC）、(2) 雇用・労働省及び保健省の調査研究政策評価統計局（DREES）、
(3) 全国家族手当金庫（CNAF）

出典：DREES（2005）“L’allocation spécifique de solidarité : caractéristiques et evolution des allocataires” Études Résultats N°394

³³ DREESが、社会的最低基準保障受給者全国諸制度サンプル（ENIAMS）を用いて2003年第1四半期に実施した調査。ENIAMSは、労働年齢者に関する主な社会的最低基準保障（RMI、ASS、API、AAH）を対象としている。全体として、16歳から64歳の社会的最低基準保障受給者の95%が対象となっている。

³⁴ DREESの報告書内で、DUCATEZ S., LIEURADE-BILLOU C., 2004, L’assurance chômage en 2003 : un déficit de 4,3 milliards d’euros（2003年の失業保険：43億ユーロの赤字）, *Point statis*, Direction des études et des et des statistiques, Unedicによる数字として紹介されている。

³⁵ RMIでは、夫婦・カップルの場合、受給者は世帯主またはその配偶者であるが、ASSでは求職者本人が受給者であり、求職者の状況が考慮される。

³⁶ ただし、妊娠中または扶養する子を持つ者は25歳未満でもRMIの受給は認められる。

ASSとRMI受給者で、男女比に大きな差は見られない。2001年12月31日及び2003年第1四半期において、ASS受給者の51%、RMI受給者の53%が女性である。しかし、男女比は、子どもの有無によって差がでる。ASS、RMIともに、「一人で子どもを育てている者」における女性の割合は高く、ASS受給者では88%、RMI受給者では95%となっている。

また、ASSの受給者の40%以上がカップルで生活しているが、RMIの受給者はおよそ80%が単身者である。ただし、子どものいる受給者はASSで全体の3分の1だが（カップル23%、ひとり親10%）、子どものいるRMI受給者は45%である（カップル17%、ひとり親28%）。この違いは受給者の年齢構成によるばかりでなく、単身であろうとカップルであろうと、同じ年齢区分では、子どもがいる受給者はRMIの方がASSより多い。

失業期間をみると、ASS受給者は5年以上失業している者が大半である。2003年12月31日時点のASS受給者のうち59%以上が5年以上失業中であり、失業期間が2年から5年の者は31%、2年未満の者は10%である。同時点でのASSの受給年数をみると、40%が5年を超えており、2年から5年は27%、2年未満は33%であった。ASS受給年数は、年齢が高くなるにつれて長期化しており、40歳未満では平均2年だが50歳以上では約5.5年になる。なお、2003年12月31日時点で求職活動を免除されていたASS受給者は、全体のおよそ30%である。

求職期間については、2001年12月31日と2003年第1四半期に、「失業中で求職している」ASS受給者のうち、81%が2年以上、10%が1年～2年、9%が1年未満と回答している。一方、RMI受給者の求職期間は、2年以上が66%、1年～2年が11%、1年未満が23%となっている³⁷。

受給者の取得資格の状況については、ASS、RMI受給者ともに取得免状レベルが低い。例えば、BAC（バカロレア）以上を持つ者は15%に満たない。この受給者の中で最も多い免状であるBEP（職業教育免状）やCAP（職業適性証明書）の保有者は、ASS受給者の34%、RMI受給者の23%である。また、完全な無免状者や初等教育終了証明書しか持っていない者は、RMI受給者では52%、ASSでは38%である。全体として、RMI受給者、少なくとも2001年12月31日から2003年第1四半期の間RMI受給者であった者については、ASS受給者よりも無免状者の割合が大きいといえる³⁸。

³⁷ RMIは、収入要件を満たせばほぼ普遍的に適用される手当であるため、ASSより広範で均質でない人々が対象となる。RMI受給者のうち失業中と回答した者は57%で、16%が有職、23%が主婦・主夫であるか非就業、3%が学生である。就業率が最も高いのは40～50歳（22%）で、50歳以降急激に低下する。また、2003年第1四半期に就業していると回答した者のうち、52%が定期雇用、76%がパートタイムであった。

³⁸ RMI受給者は平均してASS受給者より若い者が多い。この特徴を考慮して年齢別にみても、全体的な傾向と同じく、RMI受給者の方が無免許者の割合が高い。40歳未満のRMI受給者の46%、ASS受給者の28%が、50歳以上ではそれぞれ63%と44%が、無免許者である。

2. 連帯制度における手当受給者に関する 2006 年の追跡調査結果

ASS や RMI 受給者としての生活から脱出する最も有効な手段は再就職である。就業可能な状況にありながら連帯制度における手当を受給している者の就職による社会・経済的自立の促進は、政府にとって大きな政策課題のひとつである。

DREES が 2007 年 4 月に発表した報告書（“Sortie des minima sociaux et accès à l’emploi Premiers resultants de l’enquête de 2006 études résultats N°567”）では、ASS や RMI 受給者の就職状況とともに失業の長期化の理由について、2006 年に実施した調査をもとに紹介している。

同調査は、2004 年 12 月にこの連帯制度における手当（API、ASS、RMI）のいずれかの受給者であった 7,000 人を対象に、その 1 年半後にまだ受給者であったか否かに関わらず、追跡調査を行ったものである。回答者の主な特徴は、各手当の受給条件の影響を大きく受けている。

API を受給できるのは、3 歳未満の子がいるか（最年少の）子の年齢に関わらず離別後単身で子を養育しているひとり親のみであり、受給者の 98 % が女性で、55 % は 16 歳から 29 歳と若い。ASS については、最低就業期間と失業保険の受給期間が切れたことを証明しなければならないため、その半数以上が 50 歳を超えている。また、RMI は ARE や ASS とは異なり、特定の要件を満たした者を対象とした手当ではないため、受給者のプロフィールは非常に多様である（第 2-4-2 表）。

2004 年 12 月に RMI 及び ASS を受給していた者の 30 % が、調査時（2006 年）には各手当の受給対象ではなくなっていた。その主要因は、（再）就職である³⁹。職を得た者の多くは、受給期間が短い⁴⁰、年齢が若い、健康である、高度な資格・免状を持っている、（子どもの有無にかかわらず）カップルで生活している、居住地が地方ではない、という特徴がある。

一方、2006 年の調査時点にまだ ASS 及び RMI 受給者であった者のうち、半数以上は積極的に求職活動を行っている。2006 年第 2 四半期には、連帯制度から離脱していた RMI や ASS の元受給者の大半は就業し、求職中の者の方が少なかった（就業中 24 %、求職中 18 %）。一方、API を離脱したひとり親は就業より失業している者の方が多い（失業中 40 %、就業中 33 %）。API については、幼い子どもの世話があり積極的に求職活動を行っている者はあまり多くない（38 %）。API からの離脱は、RMI や ASS のように受給者の状況が変化したためではなく、法定受給期間が終了したためであることが多い。

受給者の多くが、自身の求職活動が困難なものとなる理由として、学歴の低さのほか、交通手段がないことに伴う問題も挙げている。ASS 受給者の場合には、学歴や健康状態よりも、年齢が高いことを理由に企業から雇用を断られるケースも多い。

また RMI 受給者は、景気が悪化している状況では、そもそも求人が少なく、仕事を見つ

³⁹ 本人の就職の他に、「世帯内（パートナー等）の就職」も制度からの離脱の要因として挙げられる。

⁴⁰ DREES によれば、RMI の場合、2004 年 12 月 31 日時点での受給期間が、その後（2006 年の調査時）の状況に大きく影響している。受給者の 30 % が RMI から離脱しているが、そのうち 43 % が 2004 年 12 月 31 日時点での受給期間が 1 年未満の者である。一方、同時点での受給期間が 5 年以上の者は 21 % である。

けるには移動手段と訓練が必要だと考えている。2006年の調査時点で受給者であったか否かに関わらず、RMI及びASS受給者の多くが、少なくとも1度は訓練研修を受けている。これは「求職中」と答えた者のうちのそれぞれ32%と37%である（API受給者では、これよりはるかに少なく16%である）。ちなみに、この訓練の10件に6件以上は2004年以降に受けたものである。

第2-4-2表 回答者の主な特徴 (%)

2006年第2四半期のデータ	2004年12月31日時点で受給していた手当		
	RMI	ASS	API
年齢			
30歳未満	20.5	2.0	54.7
30～39歳	31.7	15.9	33.4
40～49歳	24.8	27.7	10.2
50歳以上	23.0	54.4	1.7
性別			
男性	46.6	52.1	1.6
女性	53.4	47.9	98.4
免状レベル			
なし（わからないを含む）	42.2	40.9	37.7
BEPC（中等教育前期課程修了免状）	10.3	8.5	13.9
CAP-BEP（高卒職業資格）	25.6	30.8	30.1
BAC（バカロレア）以上	21.9	19.8	18.3
家族状況			
子のない単身者	42.6	43.8	1.0
大家族	23.9	10.8	81.3
子のないカップル	6.7	18.5	0.2
子のあるカップル	26.8	26.8	17.5
国籍			
フランス人	87.5	85.4	88.9
外国人	12.5	14.6	11.1
健康状態			
良好、非常に良好	55.8	52.9	75.5
まあまあ	30.5	34.7	20.4
悪い、非常に悪い	13.7	12.4	4.1
出身			
両親がフランス人	67.7	68.8	70.7
第2世代	13.8	10.0	13.4
移民	18.5	21.2	16.0

出展：DREES（2007）：Sortie des minima sociaux et accès à l'emploi études résultats N°567

3. 最近の動向と課題

フランスでは、失業保険制度と連帯制度の二本立てで、失業者の所得保障及び再就職支援を行っている。経済情勢の悪化を受けて、失業保険制度では、若年失業者を救うことを目的として、加入期間の緩和（「離職前22カ月間に6カ月以上」から「離職前28カ月間に4カ月以上」に改定）や、給付日数を加入期間日数と同じにするなどの措置がとられ、2009年4月1日から実施されている。

連帯制度では、「働かずに生活保護を受けるよりも、少しでも働いた方が収入増加につながる制度」として、従来の社会参入最低所得保障手当（RMI）と単身手当（API）、雇用手当（PPE）を一本化するかたちで、積極的連帯所得手当（RSA）の全国的導入（海外県を除く）を2009年6月1日に実施した。RMI及びAPIの受給者が140万人、そしていわゆるワーキングプア層が約200万人とされており、300万人以上の者がRSAの対象となると政府は見込んでいる。受給者が働いているか否かにかかわらず、最低限の所得を保障することで、長期失業者の就労意欲の向上や増加傾向にあるワーキングプアの減少を図るというRSAは、労働関係制度では2000年の週35時間労働制の導入以来の大規模改革と言われている⁴¹。

このように、フランスの失業保険制度及び連帯制度は、厳しい経済状況における雇用情勢の悪化を背景に、現在、改革のなかにあるといえる。2010年1月には、失業保険手当の受給期間を満了する35～40万人の求職者が連帯制度における手当（ASS又はRSA）を受給できないおそれがあることが、政府の発表により明らかとなった。失業保険の受給期間を満了する求職者は例年80万人程だが、金融危機による雇用情勢の悪化から、2010年度には100万人を超え、求職者10人のうち連帯制度におけるASS又はRSAを受給できる者は僅か4人にすぎない。

労組や野党からは、①失業保険手当の受給期間の延長（1～3年）、②失業保険手当を6カ月間延長する「経済危機連帯手当」の創設、③ASSの予算拡大と受給条件の緩和、④RSAの受給条件に25歳未満の若者も含める⁴²——という対応策を求めた。これを受けてサルコジ大統領は2010年1月、何も手当を受給できない求職者の救済措置として特殊雇用契約⁴³を利用する方針を発表した。2月には「長期失業の罠に陥ることを防ぐには、職業訓練が有効である」という見解を示し、今後は求職者を対象とした職業訓練の充実を図る必要があると

⁴¹ 2009年11月の雇用局でのヒアリング調査によれば、RSAの導入にあたり、連帯特別手当（ASS）との一本化という案も出ていたが、今回は一本化を見送り、しばらくはASSとRSAの併存ということになったという。しかし、RSAの利用・運営状況をみたらうで、今後再び、ASSとの一本化する動きが出てくる可能性はあるとのことであった。

⁴² RSA受給の年齢条件の緩和については、導入3カ月後の2009年9月末にサルコジ大統領が、若年者支援策として、「原則25歳以上（扶養する子どもがいる場合は25歳未満でも可）」から、「18歳以上25歳未満で、過去3年間に2年間（3600時間）以上就労していた者」にまで対象者を拡大するという案を発表し、国内で大きな議論を呼んだ。

⁴³ フランスでは、雇用主への賃金補助等を雇用契約に盛り込んだ特殊雇用契約が多数設定されており、失業者の再就職支援策として非常に大きな役割を担っている。なお、特殊雇用契約の詳細については、JILPT資料シリーズNo.57『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—』（2009年6月）p109～p115を参照のこと。

強調した。

求職者を対象とした職業訓練の充実については、2008年に行われた職業訓練制度の改革の際にも、重要な課題として取り上げられた。これまでみてきたように、フランスでは、失業保険や連帯制度における手当（ASSやRSA）の受給と求職活動の一体化を図るために、求職者ひとりひとりに雇用アクセス個別計画（PPAE）が策定される。雇用局の相談員は30分間程度の面接で、①各求職者の求職活動の促進、②現状の調査、③職業教育訓練が必要か否かの判断、④職業訓練が必要であればその内容や実施機関の選択——等を行うが、こうした作業には一定の経験が求められる。

会計検査院が2008年に発表した報告書（“Rapport public thématique: La formation professionnelle tout au long de la vie”）⁴⁴によれば、イル・ド・フランス⁴⁵の公共職業安定所（ANPE：雇用局の前身）では、こうした業務を行うのに3～4年の経験が必要であるとしているにもかかわらず、実際には職員の異動のサイクルが非常に早く、相談員の職業訓練が十分なまま求職者の相談を受けている。また、職業訓練の受講が必要とされた求職者のうち半数以上が最終的に受講していなかったという地域もある。その原因として、①実際に訓練を開始できるまでに時間がかかりすぎる（時には数カ月及ぶケースもある）、②求職者自身の受講動機の不明確さや物理的困難（実施場所が遠い、健康状態の悪化、子供の世話等）による気持ちの変化、③求職者に求められる資質と訓練内容のミスマッチ——等が挙げられているが、その背景には相談員の経験・能力不足も存在しているとされる。

ANPEとASSEDICの統合により2009年1月に発足した雇用局（Pôle emploi）でも、「指導員の質」を重要課題ととらえている。しかし、経済状況の悪化の影響を受けて求職者数が大幅に増加しており、同年11月のインタビューによると、「相談員1人がおよそ90人の求職者を担当しており、相談員の負担が大きく、人員不足の状態」にあり、これが質の低下を招くことのないように、今後は十分な人員の配置を考慮する必要があるとのことであった。

受給者の増加だけでなく、不正受給等の問題への対応も大きな課題である。雇用局の資料によれば、社会保障分野全体における不正額は40億から80億ユーロにもおよぶとされる。雇用分野では多数の組織的不正事件が発生し、失業保険制度の脆弱性が露呈した。不正額については、2006年末に文化・家族・社会問題委員会が発表した報告書で初めて公表された。同報告書では、推定1億4,000万ユーロという数字が示されたものの、この数字は不正の氷山の一角に過ぎないとされる。不正や濫用は、その金額の大きさだけでなく、現行制度への信用の失墜につながる。組織的不正事件だけでなく、受給者が手当の不正受給や受給期間の長期化を図るという問題も生じている。

⁴⁴ 会計検査院が職業教育訓練のテーマに関するこれまでの様々な報告書で取り上げられてきた批判的な指摘を全て拾い集めて体系的に整理した報告書で、2008年9月に発表された。なお、求職者の職業教育訓練制度の課題については、JILPT資料シリーズNo.57『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—』p127～128を参照のこと。

⁴⁵ パリを中心とした最も大きな地域圏（région）。なお、地域圏とはフランスの現行の地方行政区分で最も大きな区分で州に相当し、2～8の県でひとつの地域圏を構成している。

こうしたことから、失業保険制度においては、ASSEDIC（当時）に不正処理担当課を設置し、2005年にはUNEDIC（当時）に不正防止担当課が設けられた。ANPEとASSEDIC及びUNEDICとの統合により誕生した雇用局では、これらの業務を引き継ぎ、不正受給問題に特化して取り組む部署を設置してその対策にあたっている。

一方、手当の受給者側からみた支援策については、雇用省調査統計局（DARES）が2009年6月に報告書（“Que faut-il faire pour aider les allocataires du RMI à retrouver un emploi?”, Première Synthèses N°27.2）を公表している。同報告書によると、RSAの前身であるRMI及びAPI受給者は、財政的援助にとどまらない様々な支援が必要であると考えている。具体的には、就職に繋がる職業訓練制度、就職後も手当（一部）の受給を継続できる制度、雇用局のカウンセラーとの継続的な面談や1人1人の状況にあわせたよりきめ細やかなフォローアップ、求職活動中の保育サービス、求職活動のための移動や再就職時に必要な引っ越し等の援助などが挙げられている。

また、DREESが2007年4月に発表したASS及びRMI受給者の追跡調査（報告書“Sortie des minima sociaux et accès à l’emploi Premiers resultants de l’enquê de2006” : études résultats N°567）によると、2004年12月31日時点でどの手当を受給していたかに関わらず、2006年の調査時に就業していた者の4分の1以上が、雇用政策のいずれかの制度（特殊雇用契約など）によるものであり、パートタイマーの割合も高い。しかし、パートタイマーの多くは、自らパートタイムを選択したのではなく、大半はもっと働くことを希望している。

確かに就職は、こうした制度からの離脱の重要な要素ではあるが、期間が限定された特殊雇用契約や、労働時間が非常に短いパートタイム労働やごく短期の就業などでは、たとえ就職したとしても、制度からの完全な離脱にはならない。手当を支給するという財政的支援だけでなく、受給者が一日も早く、そして安定した雇用へ復帰できるような制度設計及び支援策の内容が求められているといえる。

[主要参考文献・資料]

- CFDT (2009) 『Salariés:guide de vos droits 2010』
- DARES (2009) “Que faut-il faire pour aider les allocataires du RMI à retrouver un emploi?” Première Synthèses N°27.2
- DREES (2009) “Le nombre d’allocataires du RMI au 31 mars 2009” études et resultants n° 693, avril 2009
- “Le nombre d’allocataires du RMI au 31 décembre 2008” études et resultants n° 683, mars 2009
- “Enquête sur les experimentations du RSA : Premiers resultants”
Virginie FABRE Olivia SAUTORY, serie études et resultats n° 87, avril 2009
- (2008) “Les prestations familiales et de logement en 2007 Une redistribution en faveur des familles nombreuses et des personnes isolées” études et resultats n° 674, decembre 2008
- (2007) “Les politiques d’insertion des conseils généraux en direction des bénéficiaires du RMI” études et resultats n° 582, juillet 2007
- “Sortie des minima sociaux et accès à l’emploi *Premiers resultants de l’enquête de 2006*” études et resultats n° 567, avril 2007
- (2006) “Des passages plus ou moins derables dans les dispositifs de minima sociaux” études et resultats n° 536, novembre 2006
- “L’organisation du RMI et de son volet insertion dans neuf departments depuis la décentralisation” études et resultats n° 535, novembre 2006
- (2005) “L’Allocation spécifique de solidarité : caractéristiques et evolution des allocataires” études et resultats n° 394, avril 2005
- 加藤智章 (2007) 「フランス社会保障制度を考える視点」 『海外社会保障研究 Winter 2007 No.161』
- ジャン＝クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ著 中原隆幸 宇仁宏幸 神田修悦 須田文明 訳
(2006) 『フランスの社会保障システム 社会保護の生成と発展』 ナカニシヤ出版
- 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護－参入最低現所得 (RMI) への途とその経験－』
法律文化社
- ディディエ・ドマジエール (2002) 『失業の社会学 フランスにおける失業との闘い』
法律文化社
- ディディエ・ドマジエール、マリア＝テレザ・ピニョニ著 都留民子監訳 (2003) 『行動する失業者 ある集団行動の社会学』法律文化社
- 日本労働研究機構欧州事務所 (2003) 「フランスの失業保険制度と職業教育訓練政策」 (特別レポート Vol.6)

松村文人（2007）「フランスの失業保険と雇用政策」海外社会保障研究 No.161

矢野昌浩（2008）「フランスにおける労働市場政策と法－失業保険制度を中心として－」

琉大法学第80号

労働政策研究・研修機構（2007）『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』（労働政策研究報告書No.84）

労働政策研究・研修機構（2009）『欧米諸国における公共職業訓練制度と実態－仏・独・英・米4カ国比較調査－』（JILPT資料シリーズNo.57）

フランス service-public ホームページ

フランス雇用局（Pôle emploi）ホームページ

フランス家族手当金庫（CAF）ホームページ

フランスRSA紹介ホームページ